

報道関係者 各位

令和7年2月5日発表

【照会先】

北九州西労働基準監督署

副 署 長 若松 千詠

第一方面主任監督官 潮見 かおり

電話番号 (093) 622-6550

最低賃金法違反容疑で書類送検 ～ 5 か月分の賃金不払 ～

北九州西労働基準監督署（署長 奥蘭 雅典）は、本日、合同会社緑風会と同社代表社員を、最低賃金法違反の容疑で、福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

【事件の概要】

北九州市内のサービス付き高齢者向け住宅と障害者グループホームで、介護等に就いていた労働者15名に対し、令和5年4月1日から同年8月31日までの5か月分の賃金、合計約820万円を、それぞれの所定支払日に支払わなかったものです。

1 被疑者

- （1）合同会社緑風会（北九州市戸畑区銀座）
- （2）代表社員（71歳）

2 違反条文

被疑者合同会社緑風会、被疑者代表社員ともに、

最低賃金法違反

同法第4条 第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことを規定していますが、被疑者代表社員は、サービス付き高齢者向け住宅と障害者グループホームを運営するに当たり、介護等に就いていた労働者15名に対し、令

和5年4月分から同年8月分まで、5か月分の定期賃金約820万円を、所定支払日である各月の翌月末日に、それぞれ全額を支払わず、もって最低賃金の適用を受ける労働者に対し、福岡県最低賃金（当時1時間900円）で算定した金額（約600万円）以上の賃金を支払わなかったものです。

4 その他

合同会社緑風会は令和5年11月30日付けで、事実上、事業活動を停止しています。

【参照条文】

最低賃金法（抜粋）

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第二項～第四項 略）

（罰則）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。